

## ■練馬区出産・子育て応援事業 FAQ(HP掲載)

質問	回答
申請手続きはどのような方法で行うか？	申請は、電子申請により行います。
所得制限はありますか？	所得制限はありません。
外国籍だがもらえますか？	日本国籍を有する者と同様の要件を満たせば支給対象となります。
里帰り出産の場合でも子育て応援ギフトはもらえますか？	<p>里帰り出産の場合でも、練馬区の支給対象者です。</p> <p>⇒練馬区において「こんにちは赤ちゃん訪問」を受ける場合 訪問する職員から子育て応援ギフトの申請案内をお渡しします。</p> <p>⇒里帰り先で「こんにちは赤ちゃん訪問」を受ける場合 里帰り先自治体から訪問した旨の通知を練馬区で受領した後、子育て応援ギフトの申請案内をご自宅まで郵送します。ご自宅を長期間留守にする場合などのご事情がある場合は、ご連絡ください。 健康推進課出産・子育て応援担当係 電話：03-5984-1336</p>
DVIにより、練馬区に避難して生活していますが、対象となりますか？	<p>区の問い合わせ先へご相談ください。 健康推進課出産・子育て応援担当係 電話：03-5984-1336</p>
DVIにより、練馬区外に避難して生活していますが、対象となりますか？	<p>区の問い合わせ先または、避難先の自治体にお問い合わせください。 健康推進課出産・子育て応援担当係 電話：03-5984-1336</p>
練馬区を転出しますが、対象になりますか？	<p>転出前に練馬区で支給要件を満たし、申請日時時点で原則練馬区に住民票がある場合は、練馬区での支給対象になります。</p> <p>※練馬区での支給要件を満たしていない場合は、転出先自治体へご相談ください。 ※複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。</p>
他自治体で妊娠届出を提出し、練馬区に転入しますが、対象になりますか？	<p>練馬区の妊婦面談を受けた場合に出産応援ギフトの支給対象となります。</p> <p>※転入前の自治体で支給を受けている場合は対象外です。</p>
他自治体で出産し、練馬区に転入しますが、対象になりますか？	<p>練馬区の赤ちゃん訪問を受けた場合に子育て応援ギフトの支給対象となります。</p> <p>※転入前の自治体で支給を受けている場合は対象外です。</p>
流産・死産した場合は、対象になりますか？	<p>流産・死産した場合でも、練馬区に妊娠届を提出している場合は、出産応援ギフトの対象となります。</p>